

開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令案 参照条文 目次

○	開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）（抄）	1
○	道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）	12
○	道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）	14

開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令案 参照条文

○ 開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）（抄）

（趣旨）

第一条 道路法（以下「法」という。）第二十四条の二第一項、第三十九条第一項、第七十三条第二項及び第八十八条第二項並びに道路法施行令（以下「令」という。）第三十三条及び第三十四条第一項の規定により、開発道路に関し、国土交通大臣が徴収する駐車料金の徴収、占用料の額及び徴収方法並びに法第七十三条第二項の規定による手数料及び延滞金の徴収については、他の法令に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（占用料の額）

第三条 開発道路に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額（令第七条第八号に掲げる施設のうち特定連絡路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第四条の五の規定により算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この条において同じ。）に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の五十の規定により協議が成立した占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合に於ては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合に於ては、百円）の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、開発道路に係る道路の占用のうち占用の期間が一月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額（その額が百円に満たない場合に於ては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該各年度において当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額（その額が百円に満たない場合に於ては、百円）の合計額とする。

3 国土交通大臣は、開発道路に係る占用料で次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

一 令第十一条の九に規定する応急仮設住宅

二 法第三十五条に規定する事業及び地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条に規定する公営企業に係るもの

- 三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるもの用に供する施設
- 四 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件
- 五 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十七条第一項に規定する都市計画において定められた路外駐車場
- 六 前各号に掲げるもののほか、前二項に規定する額の占用料を徴収することが著しく不相当であると認められる占用物件で、国土交通大臣が定めるもの
- 4 開発道路に係る占用料で当該道路の指定の日の前日までに道路管理者である道又は市町村が徴収すべきものの額は、前三項の規定にかかわらず、当該指定の際現に当該道路管理者である道又は市町村が法第三十九条第二項の規定に基づく条例で定めている占用料の額とする。

別表（第三条関係）

占用物件		占用料			
		単位	所在地		
法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物	第一種電柱	一本につき一年	第一級地 一、七〇〇		
	第二種電柱	き一年	第二級地 七三〇		
	第三種電柱		第三級地 五一〇		
	第一種電話柱		第四級地 四二〇		
	第二種電話柱		第五級地 三八〇		
	第三種電話柱		一、一〇〇		
	その他の柱類		一、五〇〇		
	共架電線その他上空に設ける線類		一、四〇〇		
	地下に設ける電線その他		長さ一メートルにつき一年	一、〇〇〇	
			一トルに	七	
九	一五〇	四	三	二	二

法第三十二									
	外径が〇・〇七メートル	その他のもの	広告塔	郵便差出箱及び信書	電話所	変圧塔その他これに類するもの及び公衆	地下に設ける変圧器	路上に設ける変圧器	他の線類
長さ一メートル	占用面積 一平方メートルに つき一年	表示面積 一平方メートルに つき一年	表示面積 一平方メートルに つき一年	表示面積 一平方メートルに つき一年	表示面積 一平方メートルに つき一年	表示面積 一平方メートルに つき一年	占用面積 一平方メートルに つき一年	占用面積 一平方メートルに つき一年	一個につき 一年
六四	三、一〇〇	二五、〇〇〇	一、三〇〇		三、一〇〇		九二〇	一、五〇〇	
二七	一、三〇〇	四、三〇〇	五五〇		一、三〇〇		三九〇	六四〇	
一九	九一〇	一、九〇〇	三八〇		九一〇		二七〇	四五〇	
一六	七六〇	九六〇	三二〇		七六〇		二三〇	三七〇	
一四	六八〇	六七〇	二八〇		六八〇		二〇〇	三三〇	

条第一項第 二号に掲げ る物件	トールに つき一年						
	トール未満のもの	外径が〇・〇七メー トル以上〇・一メー トル未満のもの	外径が〇・一メー トル以上〇・一五メー トル未満のもの	外径が〇・一五メー トル以上〇・二メー トル未満のもの	外径が〇・二メー トル以上〇・三メー トル未満のもの	外径が〇・三メー トル以上〇・四メー トル未満のもの	外径が〇・四メー トル以上〇・七メー トル未満のもの
	九二	三九	二七	二三	二〇		
	一四〇	五九	四一	三四	三〇		
	一八〇	七八	五五	四五	四一		
	二八〇	一二〇	八二	六八	六一		
	三七〇	一六〇	一一〇	九一	八一		
	六四〇	二七〇	一九〇	一六〇	一四〇		
	九二〇	三九〇	二七〇	二三〇	二〇〇		

満のものの 外径が一メートル以 上のもの	自動 法第二 地下	運行 条第二 に設 トールに つき一年	補助 項第五 ける もの	施設 号に規 もの	定する その もの	自動運 他の もの	行装置 もの	による	検知の	対象と して設 置する	導線そ の他の 線類	道路の構造又 は交通の状況 を表示する標 き一年	法第三十二 条第一項第 三号に掲げ る施設
													九
一、八〇〇	九				三二							二、四〇〇	
七八〇	四				一三							一、〇〇〇	
五五〇	三				九							七三〇	
四五〇	二				八							六一〇	
四一〇	二				七							五四〇	

階数が三以上		の二の階数が		の一の階数が		地下街及び地下室		法第三十二条第一項第五号に掲げる施設	法第三十二条第一項第四号に掲げる施設	その他のもの	示柱その他の		柱類	
											の他のもの			上空
											もの	けるに設		
Aに〇・〇一を乗じて得た額		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額		Aに〇・〇〇五を乗じて得た額		占用面積	一平方メートルにつき一年	占用面積	一平方メートルにつき一年	一、五〇〇	六五〇	四六〇	三八〇	三四〇
Aに〇・〇一を乗じて得た額		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額		Aに〇・〇〇五を乗じて得た額		占用面積	一平方メートルにつき一年	占用面積	一平方メートルにつき一年	九二〇	三九〇	二七〇	二三〇	二〇〇
Aに〇・〇一を乗じて得た額		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額		Aに〇・〇〇五を乗じて得た額		占用面積	一平方メートルにつき一年	占用面積	一平方メートルにつき一年	三、一〇〇	一、三〇〇	九一〇	七六〇	六八〇
Aに〇・〇一を乗じて得た額		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額		Aに〇・〇〇五を乗じて得た額		占用面積	一平方メートルにつき一年	占用面積	一平方メートルにつき一年	三、一〇〇	一、三〇〇	九一〇	七六〇	六八〇

標識	令第七条第一号に掲げる物件		法第三十二条第一項第六号に掲げる施設		その他のもの			
	看板（ア）	一時的に設けるもの（除く。）	看板（ア）	一時的に設けるもの	その他のもの	地上に設ける通路	地下に設ける通路	その他のもの
一本につき一年	表示面積 一平方メートルに	表示面積 一平方メートルにつき一月	表示面積 一平方メートルにつき一月	表示面積 一平方メートルにつき一月	占用面積 一平方メートルにつき一日	占用面積 一平方メートルにつき一日	占用面積 一平方メートルにつき一日	占用面積 一平方メートルにつき一日
二、四〇〇	二五、〇〇〇	四、三〇〇	二、五〇〇	四三〇	二、五〇〇	四三〇	三、一〇〇	一三、〇〇〇
一、〇〇〇	四、三〇〇	四三〇	一、九〇〇	四三〇	一、三〇〇	一、三〇〇	七、六〇〇	二、一〇〇
七三〇	一、九〇〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	九一〇	九三〇
六一〇	九六〇	九六	九六	九六	九六	九六	七六〇	四八〇
五四〇	六七〇	六七	六七	六七	六七	六七	六八〇	三三〇

		幕（令第七 七条第四 号に掲げ る工事に 施設であ るものを 除く。）				旗ざお					
その他 のもの	その他 の面積	に設け るもの	一時的 に設け るもの	際し、 催しに つぎ一日	の他の 催しに つぎ一日	縁日そ の他の 催しに つぎ一日	祭礼、 縁日そ の他の 催しに つぎ一日	祭礼、 縁日そ の他の 催しに つぎ一日	一本につ き一月	一本につ き一日	き一年
二、五〇〇								二五〇	二、五〇〇		
四三〇								四三	四三〇		
一九〇								一九	一九〇		
九六								一〇	九六		
六七								七	六七		

令第七条第二号に掲げる工作物	令第七条第三号に掲げる施設	令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料	令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設	令第七条第八号に掲げる施設	アーチ		トールに つき一月
					車道を一基につき一月	横断するもの	
占用面積	一平方メートルに	占用面積	一平方メートルに	占用面積	トネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積	トールに つき一月
Aに〇・〇三三を乗じて得た額	三、一〇〇	二、五〇〇	三一〇	Aに〇・〇一一を乗じて得た額	占用面積	一、九〇〇	つき一年
Aに〇・〇三三を乗じて得た額	一、三〇〇	四三〇	一三〇	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	一平方メートルに	四、三〇〇	つき一年
Aに〇・〇三三を乗じて得た額	九一〇	一九〇	九一	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	トールに	一、九〇〇	つき一年
Aに〇・〇三三を乗じて得た額	七六〇	九六	七六	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	トールに	九六〇	つき一年
Aに〇・〇三三を乗じて得た額	六八〇	六七	六八	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	トールに	六七〇	つき一年

令第七条第 九号に掲げ る施設	建築物	その他のもの	その他のも の もの	上 空 に 設 け る も の	階 数 が 三 以 上 の もの	階 数 が 二 の も の	を 除 く。 に 設 け る も の	上 の 地 下 の 階 数 が	地 下 （ ト ン ネ ル の 一 の も の	上 空 に 設 け る も の
	令第七条第 十号に掲げ る施設及び 自動車駐車 場	建築物								
令第七条第 九号に掲げ る施設	建築物	その他のもの	その他のもの	上 空 に 設 け る も の	階 数 が 三 以 上 の もの	階 数 が 二 の も の	を 除 く。 に 設 け る も の	上 の 地 下 の 階 数 が	地 下 （ ト ン ネ ル の 一 の も の	上 空 に 設 け る も の
令第七条第 十号に掲げ る施設及び 自動車駐車 場	建築物	その他のもの	その他のもの	上 空 に 設 け る も の	階 数 が 三 以 上 の もの	階 数 が 二 の も の	を 除 く。 に 設 け る も の	上 の 地 下 の 階 数 が	地 下 （ ト ン ネ ル の 一 の も の	上 空 に 設 け る も の

Aに〇・〇一	Aに〇・〇一四	Aに〇・〇一六	Aに〇・〇一九	Aに〇・〇二三	Aに〇・〇三一を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額
Aに〇・〇一	Aに〇・〇一四	Aに〇・〇一六	Aに〇・〇一九	Aに〇・〇二三	Aに〇・〇三一を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額
Aに〇・〇一	Aに〇・〇一四	Aに〇・〇一六	Aに〇・〇一九	Aに〇・〇二三	Aに〇・〇三一を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額
Aに〇・〇一	Aに〇・〇一四	Aに〇・〇一六	Aに〇・〇一九	Aに〇・〇二三	Aに〇・〇三一を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額
Aに〇・〇一	Aに〇・〇一四	Aに〇・〇一六	Aに〇・〇一九	Aに〇・〇二三	Aに〇・〇三一を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額

十一号に掲げる応急仮設建築物	架の道路の路面下に設けるもの	を乗じて得た額	を乗じて得た額	を乗じて得た額	を乗じて得た額	を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額
その他のもの	その他のもの	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額
令第七条第十二号に掲げる器具	その他のもの	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額
令第七条第十三号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額
その他のもの	その他のもの	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額
令第七条第十四号に掲げる施設	その他のもの	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額
<p>備考</p> <p>一 金額の単位は、円とする。</p> <p>二 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。</p> <p>イ 第一級地 その区域内の土地の平均価格（当該区域内の土地の価格（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）の合計を当該区域内の土地の地積（これらの規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている地積をいう。）の合計で除したものをいう。以下同じ。）が都の特別区及び人口五十万人以上の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。</p> <p>ロ 第二級地 その区域内の土地の平均価格が都の特別区及び人口五十万人以上の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、人口五十万人未満二十万人以上の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。</p>						

ハ 第三級地 その区域内の土地の平均価格が人口五十万人未満二十万人以上の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、人口二十万人未満の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。

ニ 第四級地 その区域内の土地の平均価格が人口二十万人未満の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、町及び村の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。

ホ 第五級地 その区域内の土地の平均価格が町及び村の区域内の土地の平均価格未満であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。

三 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

四 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

五 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

六 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

七 Aは、近傍類似の土地（令第七条第八号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

八 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

九 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占用の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。

○ 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）

（道路の占用の許可）

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
 - 三 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
 - 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
 - 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
 - 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
 - 七 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの
- 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。
 - 一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的
 - 二 道路の占用の期間
 - 三 道路の占用の場所
 - 四 工作物、物件又は施設の構造
 - 五 工事実施の方法
 - 六 工事の時期
 - 七 道路の復旧方法
 - 3 第一項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。
 - 4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。
 - 5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。
- （国の行う道路の占用の特例）
- 第三十五条 国の行う事業のための道路の占用については、第三十二条第一項及び第三項の規定にかかわらず、国が道路管理者に協議し、その同意を得れば足りる。この場合において、同条第二項各号に掲げる事項及び第三十九条に規定する占用料に関する事項については、政令でその基準を定めることができる。

（占用料の徴収）

第三十九条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業

で地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

○ 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）

（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

- 一 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ
- 二 太陽光発電設備及び風力発電設備
- 三 洪水、高潮又は津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設
- 四 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設
- 五 土石、竹木、瓦その他の工事用材料
- 六 防火地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第五号の防火地域をいう。以下同じ。）内に存する建築物（以下「既存建築物」という。）を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）を建築する場合（既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたつて存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地（その近接地を含む。）又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。）において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物
- 七 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設
- 八 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第三十三条第二項第二号に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連絡路附属地（以下「特定連絡路附属地」という。）に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設（第十三号に掲げる施設を除く。）
- 九 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設

十 次に掲げる道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場

イ 都市計画法第八条第一項第三号の高度地区（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。）及び高度利用地区並びに同項第四号の二の都市再生特別地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路

ロ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十六条の三第一項に規定する特定都市道路（イに掲げる道路を除く。）

十一 建築基準法第八十五条第一項に規定する区域内に存する道路（車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。）の区域内の土地に設ける同項第一号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの

十二 道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。以下同じ。）、原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は道路運送車両法第三条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（第九号に掲げる施設に設けるものを除く。）

十三 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所

十四 防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設（都市再生特別措置法第十九条の十五第一項に規定する非常用電気等供給施設をいう。）その他これらに類する施設で、災害応急対策（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する災害応急対策をいう。第十六条の三第二号イ並びに第三十五条の七第二号及び第四号において同じ。）の的確かつ円滑な実施のため必要であると認められるもの

（指定区間内の国道に係る占用料の額）

第十九条 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額（第七条第八号に掲げる施設のうち特定連絡路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。）に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の四十五若しくは第四十八条の六十四の規定により協議が成立した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。）に相当する期間を同表占用料の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定区間内の国道に係る道路の占用のうち占用の期間が一月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該道路を占用させ

ることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額（その額が百円に満たない場合にあっては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該各年度において当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額（その額が百円に満たない場合にあっては、百円）の合計額とする。

3 国土交通大臣は、指定区間内の国道に係る占用料で次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

一 応急仮設住宅

二 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条に規定する公営企業に係るもの

三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が管理を行う鉄道施設並びに鉄道事業法による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものに用い供する施設

四 公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件

五 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法（昭和三十二年法律第六号）第十七条第一項に規定する都市計画において定められた路外駐車場

六 前各号に掲げるもののほか、前二項に規定する額の占用料を徴収することが著しく不相当であると認められる占用物件で、国土交通大臣が定めるもの

4 指定区間内の国道に係る占用料で指定区間の指定の日の前日までに道路管理者である都道府県又は指定市が徴収すべきものの額は、前三項の規定にかかわらず、当該指定区間の指定の際現に当該指定区間の存する都道府県又は指定市が法第三十九条第二項の規定に基づく条例で定めている占用料の額とする。

第三十四条 国土交通大臣は、開発道路の新設及び改築並びに開発道路に係る法第二十四条の二第一項の規定に基づく駐車料金、同条第三項（法第四十八条の三五第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく割増金、法第三十九条の規定に基づく占用料（電線共同溝に係るものを除く。）、法第四十四条の三第七項及び第五十八条から第六十二条まで並びに地方道路公社法第二十九条の規定に基づく負担金並びに法第四十八条の三五第一項の規定に基づく停留料金を徴収する権限を行う。

2 国土交通大臣は、開発道路の新設又は改築を行う場合においては、当該開発道路に係る第四条第一項各号に掲げる権限を行う。

3 国土交通大臣は、開発道路の維持を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、当該開発道路に係る第四条第一項各号に掲げる権限その他の管理（第一項に掲げる権限並びに修繕及び災害復旧を除く。）を行う。

4 国土交通大臣は、開発道路の修繕又は災害復旧を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、当該開発道路に係る第四条第一項各号に掲げる権限を行う。

- 5 第二条の規定は、第一項、第三項又は前項の規定により国土交通大臣が開発道路に関する工事又は維持を行い、完了し、又は廃止しようとする場合について準用する。
- 6 道路管理者は、開発道路の維持、修繕又は災害復旧を行う場合においては、その実施計画について、国土交通大臣に協議しなければならない。